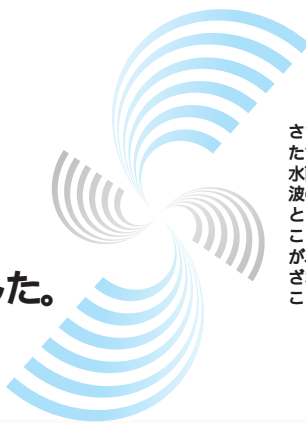




さざなみ



さざなみとは、細やかにたつ波、さざれ波、小波、水面に揺れ動く細やかな波の広がり、大きな波となって伝わるように、この冊子のメッセージが、成田市民の中へ「さざなみ」のように広がることを願って。

Contents (主な内容)

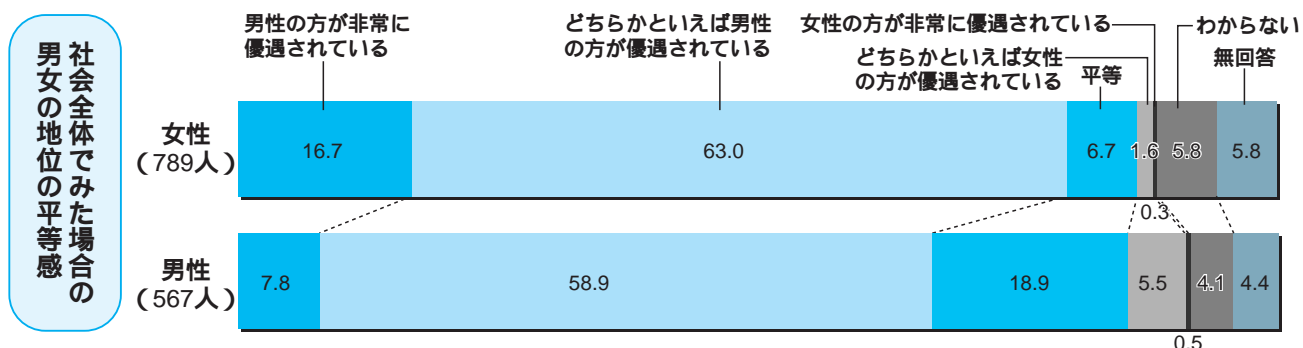
あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり
 (仮称)成田市男女共同参画計画骨子案がまとまりました。
 “ご意見”“愛称”を募集します! 2
 さざなみインフォメーション 4
 フォーラム・イン・ナリタ開催 4



あなたもあなたの周りの人も“いきいき”と輝いていますか

だれもが個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が求められています。市民意識調査をみると「社会全体でみた場合の男女の

地位の平等感」については、下のグラフのように「男性が優遇されている」と答えた人の割合(%)が男女とも大半を占めていました。



平成16年7月実施の「男女共同参画に関する市民意識調査」より

(仮称)成田市男女共同参画計画(骨子)案

がまとまりました。



わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれて以来、法律や諸制度の整備などにより、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきましたが、社会には依然として解決すべき多くの課題が残されており、昨年七月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査表紙参照」の結果からもそのような状況がみられます。

市では、このような状況を踏まえ、「(仮称)成田市男女共同参画計画(以下「計画」といふ)」を策定しています。

この度、計画の骨子案がまとまりましたので、公民館など下記の間所で公表し、この案についてのご意見(パブリックコメント)を募集します。

また、新しい計画が市民に親しまれるように計画の「愛称」を募集します。計画の骨子案の概要及び応募方法については次のとおりです。



計画の骨子案の概要

計画策定の趣旨

少子・高齢化の進展、経済活動の成熟化、国際化、高度情報化、家族形態の多様化など、急速な社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくには、女性も男性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮することのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

市では、これまでの「女性行動計画」を見直し、市民と行政が協働して男女共同参画社会の形成の促進に努めていくため男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として策定します。

計画の期間

平成18年度、22年度までの5年間

計画の基本的事項

計画では、男女共同参画社会の形成の促進に向けて取り組むための「基本理念」

「基本目標」と「主要課題」及び「施策の方向」などを定めています。

〈基本理念〉

あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり

〈基本目標〉

男女の人権を尊重する基盤づくり

〈基本目標〉

職業生活と家庭生活・地域活動などを両立する環境づくり

〈基本目標〉

生涯を通じ誰もが健康で生き生きと暮らせる基盤づくり

〈基本目標〉

政策・方針決定過程への女性の参画を促進する仕組みづくり

〈基本目標〉

国際的視野にたつた男女共同参画を促進する環境づくり

〈基本目標〉

全文の公表場所

骨子案の全文については、次の場所以で公表しています。

民館 図書館 保健福祉館 三里塚コミュニティセンター 市のホームページ

郵送をご希望の場合は、企画課までご連絡ください。

パブリックコメントとは

市が計画などを策定するにあたり、事前にその案を公表し、広く市民の意見を聴き、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考えなどを公表する市民参加の手法のひとつです。

パブリックコメントの方法

ご意見は、公表場所に置いてある「意見提出用紙」に必要事項を記載し、企画課へ郵送、FAX、Eメールなどで送付してください。

いただいたご意見は、内容ごとに整理し、市の考えとともに市のホームページなどで公表します。(公表の際は匿名)

”愛称“の募集について

応募要件などは

応募する愛称は、自作の未発表のものとし、

応募された愛称に関する一切の権利は、成田市に帰属します。

最優秀作品を計画の愛称として使用しますが、作品の一部を補足・手直しする場合があります。

応募された愛称は、選考により決定します。また、採用及び入選され人には賞状及び記念品を差し上げます。

最優秀作品・2万円相当の記念品
優秀作品(2点)5千円相当の記念品
入選作品(10点)1千円相当の記念品

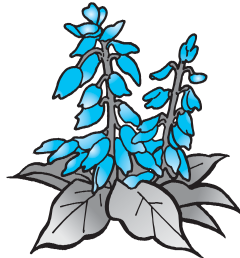
応募者多数の場合等、抽選となる場合もあります。

入選作品の発表は、入選者本人に通知するとともに、広報なりたで発表します。なお、応募作品は返却しません。

記載方法などは

用紙は、特に定めていないので、「官製はがき」などに、次のことを全て明記し、企画課へ送付してください。

愛称 「愛称」の意味や理由
住所、氏名、年齢、電話番号



成田市 女性計画推進懇話会 から市長に提言

計画の策定にあたり、市長は、昨年10月、「成田市女性計画推進懇話会」に「成田市の男女共同参画に関する諸施策のあり方について」の提言を依頼しました。

平成17年2月10日、市役所において会長から市長に提言書が手渡されました。



小林市長に提言を手渡す小野会長(左)

男女共同参画社会基本法の概要

「男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日施行)」では、男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義し、基本理念として次の5つの柱を掲げ、国・地方公共団体・国民それぞれが果たさなければならない役割などを定めています。

5本の柱

男女の人権の尊重
社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画
家庭生活における活動と他の活動の両立
国際的協調

国・地方公共団体・国民の役割

国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む「男女共同参画社会づくり」のための施策を総合的に策定し、実施していきます。市など地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、「男女共同参画社会づくり」のための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。国民は、「男女共同参画社会づくり」に協力することが期待されています。

パブリックコメント 愛称募集に 応募できる人は



市内に「在住」「在勤」「在学」の人ならどなたでも応募できます。どしどし応募してください。

締め切り

10月14日(金)必着です。

送付及び問合せ先

住所 = 〒286-8585 成田市花崎町
760 成田市企画政策部企画課
Eメール = kikaku@city.narita.chiba.jp

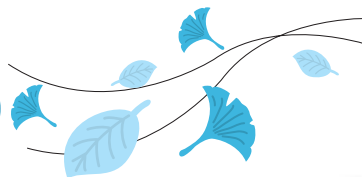
FAX = 24-1006

くわしいことは企画課(☎20-1500)男女共同参画班まで、ご連絡ください。

さざなみインフォメーション

国際市民フェスティバルで

フォーラム・イン・ナリタ 開催



日 時 9月25日(日)午後1時30分開演

(受付：午後1時10分～)

会 場 国際文化会館・大ホール

演 題 ～男女共同参画～いのちの感受性

講 師 落合 恵子 さん(作家/東京家政大学教授)

定 員 1,000人

(先着順・申込者に入場整理券送付)

参加費は無料です。

手話通訳・託児室(2～8歳)有

(希望する人は、事前申込が必要)

申込方法 電話、FAX、Eメールで企画課(☎20-1500、
FAX24-1006、Eメール：kikaku@city.narita.
chiba.jp)へ



「男女共同参画社会づくり」に関する制度をご存知ですか

みなさんもいろいろな制度を利用して「男女共同参画社会づくり」に協力しましょう

男女雇用機会均等法について

女性労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備し、職場における実質的な男女均等な取扱いを実現するため、次のようなことを定めています。

- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
募集・採用・配置・昇進・教育訓練・一定の福利厚生・定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止しています。
- ②実効性を確保するための措置
紛争が生じた場合の企業内における苦情の自主的解決、都道府県労働局長による紛争解決の援助、機会均等調停会議による調停が行われます。
- ③女性労働者の就業に関して配慮すべき措置
職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置を事業主に義務付けています。



育児・介護休業法について

少子・高齢化が進む中で、労働者が仕事と育児・介護を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるように次のようなことを定めています。

- ①育児休業制度
労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)、育児休業をすることができます。
 - ②介護休業制度
労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状況に至るごとに1回、通算して、93日まで介護休業をすることができます。
 - ③子の看護休暇制度
小学校入学までの子を養育する労働者は、一年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができます。
- ※このほかに、時間外労働の制限、深夜業の制限、勤務時間の短縮等の措置、転勤についての配慮なども定めています。

編集後記

この「さざなみ」は、男女共同参画に関する情報をお届けするため平成11年度に第1号を発行してから、9月号をむかえました。昨年の市民意識調査では、「さざなみ」を「知らない」と答えた人が74.6%ありました。今回は、多くの人に「さざなみ」を知っていただきたいと思い、広報なりたといっしょにお届けしました。今後も「さざなみ」は、男女共同参画に関する情報を

「区長回覧」などでお届けしていきますので、ご覧ください。この「さざなみ」や男女共同参画に関するお問い合わせは、企画課・男女共同参画班(〒286-8585成田市花崎町760・☎20-1500・FAX24-1006・Eメールkikaku@city.narita.chiba.jp)までご連絡ください。